

●衆議院議員定数不均衡是正訴訟(最高裁判決)

通常選挙施行年月	格差	判決	判断【評決】
1998年 18回選挙	4.98倍	2000年9月大法廷	改正後の定数配分規定下での議員1人当たりの人口または選挙人数の格差の推移に鑑みると、同規定は選挙当時、違憲とは言えない。 【合憲10, 違憲5】
2001年 19回選挙	5.06倍	2004年1月大法廷	定数配分規定下での議員1人当たりの人口または選挙人数の格差の推移に鑑みると、同規定は選挙当時、違憲とは言えない。が、仮に次回選挙でもこの状態が維持されれば、違憲となる可能性はある。 【合憲9, 違憲6】
2007年 21回選挙	4.86倍	2009年10月大法廷	選挙区選出議員の定数配分規定は憲法14条1項に、違憲とは言えない。しかし、不平等がある状態と言える。選挙制度の速やかな見直しが望まれる。【合憲10, 違憲5】
2013年 23回選挙	4.77倍	2014年11月大法廷	4.77倍の格差は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、国会の裁量権の限界を超えとは言えず、違憲とは言えない。都道府県単位の選挙区を改めるなど、現行の仕組み自体の見直しが必要。【合憲11, 違憲4】